

付属資料

1 長岡市子ども・子育て会議委員名簿（令和元年度）

○委員

No.	氏名	所属等	備考
1	山川 千恵子	長岡市主任児童委員会	副委員長
2	池田 浩	長岡市生徒指導研究会 中学校部	
3	櫻井 真理	長岡市生徒指導研究会 小学校部	
4	桃生 鎮雄	長岡市私立保育園協会	
5	若槻 司	長岡市私立幼稚園・認定こども園協会	
6	宮下 あさみ	長岡市出雲崎町小中学校PTA連合会	
7	加藤 仁	長岡市子ども会連絡協議会	
8	長谷川 恭平	山本児童館・児童クラブ	
9	渡辺 美子	NPO 法人市民協働ネットワーク長岡	
10	榎園 早苗	長岡にこっとくらぶ	
11	赤川 美穂	Nagaoka みんなの子育てラボ	
12	成田 涼	NPO 法人子どもの虐待防止ネット・にいがた	
13	田邊 香織	障がいのある子どもの放課後活動を考える会・長岡	
14	兒玉 優子	長岡市母子保健推進員協議会	委員長
15	高橋 美幸	長岡助産師会	
16	横澤 勝之	連合新潟中越地域協議会	
17	井口 明彦	一般社団法人長岡青年会議所	
18	河内 沙苗	公募	
19	早川 明日香	公募	
20	山岸 麻美	公募	

○アドバイザー

小池 由佳	新潟県立大学人間生活学部子ども学科 教授
-------	----------------------

2 長岡市子ども・子育て会議開催状況

○平成30年度

回数	開催日	議事内容
第1回	平成30年 7月2日	1. 委員長・副委員長の選出 2. 平成30年度長岡市子ども・子育て会議について 3. 長岡市の子育て支援施策について
第2回	平成30年 10月22日	1. 生活実態調査の中間報告 2. ワーキング部会の報告 3. ニーズ調査の実施について 4. グループワーク「子どもの貧困対策の検討」
第3回	平成31年 2月26日	1. 長岡市の療育・相談体制の検討ワーキング部会について 2. 生活実態調査報告 3. ニーズ調査報告 4. 平成31年度子育て支援事業について 5. 平成31年度子ども・子育て会議について 6. 平成31年度教育・保育施設の利用定員について

○令和元年度

回数	開催日	議事内容
第1回	令和元年 6月10日	1. 令和元年度長岡市子ども・子育て会議について 2. 平成30年度までのあいプラン掲載事業の実績について 3. 次期「長岡市子育て・育ち“あい”プラン」の策定について ・策定方針 ・教育・保育提供区域について ・グループワーク「計画策定にあたって大切にしたいこと」
第2回	令和元年 10月28日	1. 基本的視点の修正案について 2. 教育・保育提供区域の設定について 3. 第2期計画の骨子案について 4. ワーキング部会の報告
第3回	令和元年 11月29日	1. 第2期長岡市子育て・育ち“あい”プラン【計画素案】について
第4回	令和2年 2月28日	1. 第2期あいプランの計画案にかかるパブリックコメント結果及び子ども・子育て会議委員からの意見について 2. 令和2年度教育・保育施設の利用定員について 3. 保幼小連携ワーキング部会の報告 4. 令和2年度子育て支援にかかる予算について

3 長岡市子ども・子育て会議条例

○長岡市子ども・子育て会議条例

平成 26 年 3 月 31 日

条例第 5 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。)第 77 条第 1 項の規定に基づき、長岡市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の附属機関として長岡市子ども・子育て会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 法第 77 条第 1 項各号に掲げる事務を処理すること。

(2) 前号に掲げることのほか、本市の子ども・子育て支援施策に関する事項について調査審議すること。

(組織)

第 3 条 会議は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、教育委員会が委嘱する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年以内とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 会議に委員長及び副委員長各 1 人を置き、委員長は、委員の中から教育委員会が指名する者をもって、これを定める。

2 委員長は、会務を総理し、会議を代表する。

3 副委員長は、委員長が指名する者をもって充て、委員長を補佐し、委員長が欠けたとき、又は委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(部会)

第 6 条 専門的及び具体的な事項を調査審議するため、必要があるときは、会議に部会を置くことができる。

(委任)

第 7 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(長岡市青少年問題協議会条例の廃止)

2 長岡市青少年問題協議会条例(昭和 40 年長岡市条例第 25 号)は、廃止する。

4 長岡市子ども・子育て会議条例施行規則

○長岡市子ども・子育て会議条例施行規則

平成 26 年 3 月 31 日
教育委員会規則第 2 号

(目的)

第 1 条 この規則は、長岡市子ども・子育て会議条例(平成 26 年長岡市条例第 5 号)第 7 条の規定に基づき、長岡市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)の運営その他必要な事項を定めることを目的とする。

(会議)

第 2 条 子ども・子育て会議の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 子ども・子育て会議は、在任委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長が決するものとする。

(意見等の聴取)

第 3 条 子ども・子育て会議は、必要があると認めるときは、関係者に対し、会議に出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(部会)

第 4 条 部会の委員は、委員のうちから長岡市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が指名する者で構成する。ただし、必要があると認めるときは、教育委員会は、委員以外の者を部会の委員に委嘱することができる。

(部会長及び副部会長)

第 5 条 部会に部会長及び副部会長を置き、部会の委員の中から教育委員会が指名する者をもって、これを定める。

2 部会長は、部会を代表し、部会の議事その他の事務を処理する。

3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議への報告)

第 6 条 部会長は、付議事項について調査審議したときは、その結果を子ども・子育て会議の会議に報告しなければならない。

(庶務)

第 7 条 子ども・子育て会議の庶務は、子ども未来部子ども家庭課において処理する。

(委任)

第 8 条 この規則に定めることのほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 3 月 31 日教委規則第 2 号)

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

第 2 期
長岡市子育て・育ち“あい”プラン

令和 2 年 3 月発行

発 行：長岡市・長岡市教育委員会

編 集：長岡市教育委員会子ども未来部子ども家庭課
〒940-0084

新潟県長岡市幸町 2 丁目 1 番 1 号

さいわいプラザ 4 階

TEL 0258-39-2300 FAX 0258-39-2605

長 岡 市
長岡市教育委員会